

造林事業仕様書

令和 7 年度 利根下流地区造林
(獣害防除外) 請負事業

群馬森林管理署

この請負事業の仕様書は次のとおりとする。

- 造林事業請負標準仕様書
- 造林事業請負実行管理基準
- 関東森林管理局造林事業仕様書

掲載場所：<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/20140423.html>

特記事項

この請負事業に対する特記事項は次のとおりとする。

（CSF 感染拡大防止対策）

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、群馬県における CSF 対策を熟知して適切な対策に努めること。

（作業種ごとの特記仕様）

獣害防除（忌避剤散布）作業にあたっては「忌避剤散布特記仕様書」、獣害防除（剥皮防止資材設置）作業にあたっては「剥皮防止資材設置特記仕様書」のとおりとする。

（その他）

現場での判断が難しい場合は、監督職員と協議の上、指示に基づき作業すること。

希少野生生物を確認した場合は、監督職員へ報告することとし、事業実施において希少野生生物の保護の観点から事業の調整等に応じること。

忌 避 剤 散 布 特 記 仕 様 書

1. 忌避剤の仕様

(1) 性 状 類白色水和性粘調懸濁液体

(2) 有効成分 ジラム（白色粉末）32% ジンクジメチルジチオカーバメイト

(3) 効果

ア) ノウサギ・カモシカ・ニホンジカに忌避効果が認められる。

イ) 薬剤は散布後3時間程度で素早く乾燥、また付着性にも優れ、降雨による流出が無く散布した部分の食害を長期にわたって防止する。

ウ) 味覚刺激による食害減退効果がある。

(4) 安全性

ア) 毒物分類 普通物（劇物・毒物・特定毒物に該当しないもの）

イ) 魚 毒 性 C類

散布された忌避剤が河川湖沼海域および養魚場に飛散または流入するおそれのある場所では使用せず、これらの場所以外で使用する場合も、一時に広範囲に使用しない。散布に使用した器具及び容器を洗浄した水、使用残りの薬液並びに使用後の空き袋は、河川などに流さず地下水を汚染するおそれのない場所を選び土中に埋没するなど安全な方法で処理する

2. 忌避剤の散布内訳

植栽 樹種	適用害獣名	原液量(ℓ)	希釈倍率	総散布量 (ℓ)	植栽木1本 当たり使用量 (mℓ)	対象 林小班等
スギ	ニホンジカ・カモシカ	106.00	3倍	318.00	10.0	446 れ
スギ	ニホンジカ・カモシカ	117.80	3倍	353.40	10.0	446 そ

※植栽木1本当たり使用量は、原液の数量とする。

3. 忌避剤の購入

獣害防除資材は請負者が購入し、設置前に監督職員立ち会いのもと、品質・規格・数量等の確認を受けること。

4. その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示による。

(2) 散布後、余分な忌避剤が生じた場合には監督職員に引き渡すこととする。

剥皮防止資材設置特記仕様書

1 設置資材の規格・数量表

下記の品質・規格と同等の製品を使用。

品 名	品 質 ・ 規 格	数量	単位	備考
剥皮防止用テープ	品質：ポリプロピレン、幅：19mm 長さ：1,000m/巻、5巻/梱包	19	梱包	支給
タッカー	寸法：高さ 160mm×幅 34mm×長さ 176mm、質量：700mm、ステープル装填 本数： 150 本	—	個	
ステープル	タッカー用、幅：12mm、長さ：13mm、 1,000 本×20 箱/梱包	9	梱包	支給

2 設置標準図

剥皮防止資材については、別紙 2-2 のとおり

3 獣害防除資材の購入

類似の同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員に資材の規格・品質等の確認を得てから資材の設置を行うこと。

4 1 本当たり設置数量（参考）

平均胸高直径	16cm	18cm	20cm	22cm	24cm
品名					
剥皮防止用テープ （直径が 2 cm 増減ごと に±0.3m 増減）	5.4m	5.7m	6.0m	6.3m	6.6m
ステープル	13 本				

5 資材設置木の選定

- （１）獣害防除対象木は、除伐 2 類及び保育間伐後の残存木中、将来性の優れたものを選木することとする。
- （２）現地の状況によりクマが通ると考えられる獣道の周辺や将来にわたり保残すべき優良木について重点的に巻き付けること。
- （３）形質不良木や劣勢木、被害木等で将来、枯損または自然淘汰されることが想定されるものについては、巻き付けしないこと。

6 資材の設置方法

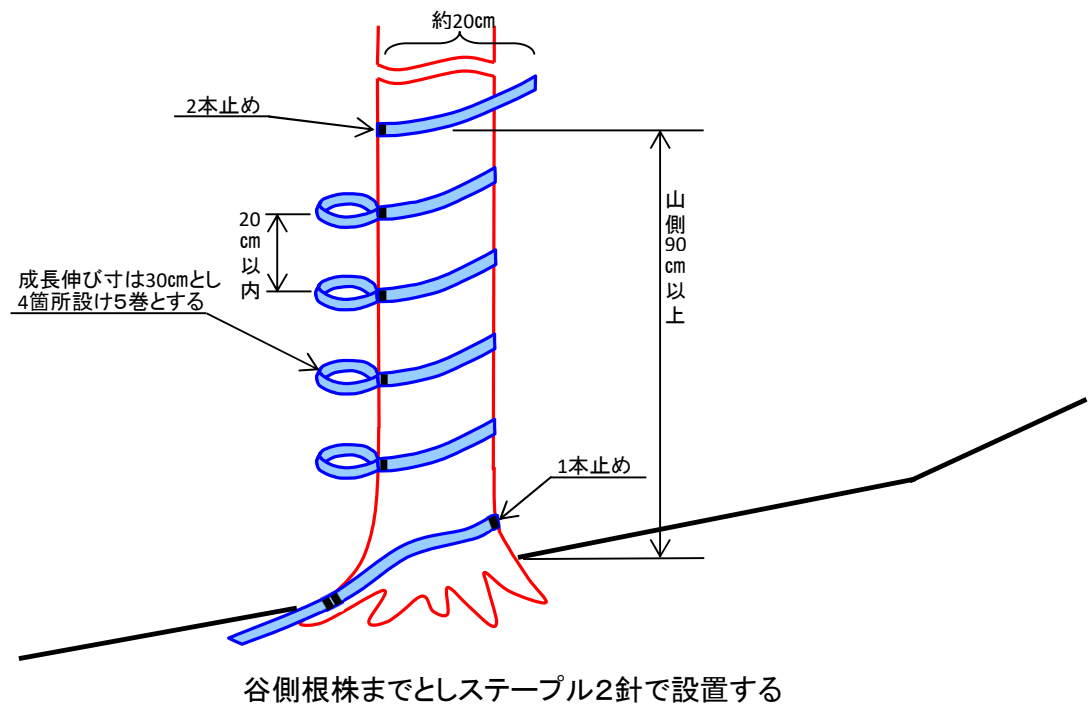
- (1) 別添標準図により山側からみて、90cm以上の高さから成長伸び寸(30cm)を4箇所設け5巻きとし、地際(谷側)付近まで巻き付けることとし、テープの始点及び終点については、ステープルを2本止めとし着脱しないように措置を講ずること。
- (2) 対象木へ巻き付ける際、緩み及びたるみのないように留意すること。特に下方山側については緩まないようにステープル(1本止め)により措置を講ずること。
- (3) テープを巻き付ける際、ねじれないように設置すること。

7 その他

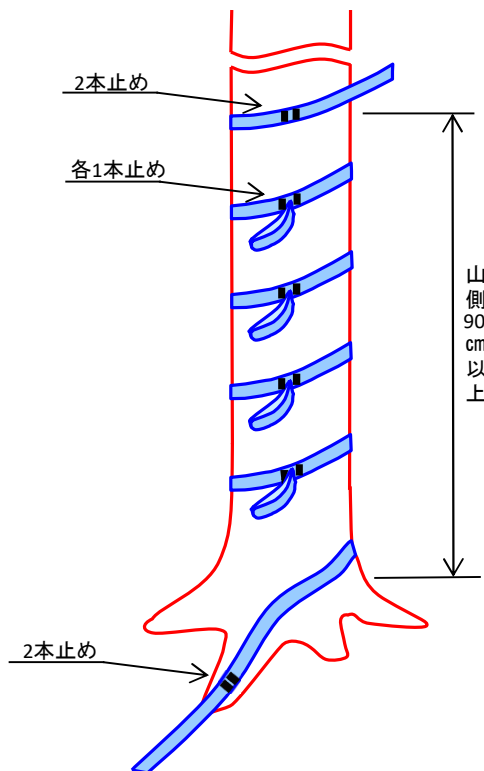
- (1) 本仕様に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。
- (2) 設置後、余分な資材が生じた場合には監督職員に引き渡すこととする。

設置標準図

側面図



正面図



平面図

